



「土木構造物設計マニュアル（案） - 樋門編 - 」に基づく構造物の工事積算歩掛について（通知）

技術基準の種類：積算
通知日：平成14年3月1日

管 第 4 0 5 6 号
平成14年3月1日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

「土木構造物設計マニュアル（案） - 樋門編 - 」に基づく構造物の工事積算歩掛について（通知）

平成14年2月6日付管第3683号による「土木構造物設計マニュアル 案 - 樋門編 - 」に基づき設計された、函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁の工事積算歩掛について、別紙のとおり適用することとしたので、貴所属関係職員に周知してください。

（別紙）

「土木構造物設計マニュアル（案） - 樋門編 - 」に基づく構造物の工事積算歩掛について

1 適用範囲

平成14年2月6日付管第3683号による「土木構造物設計マニュアル 案 - 樋門編 - 」に基づき設計された、函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁

2 積算方法

場所打ち方式による鉄筋構造物の「型枠工」の製作・設置・撤去の労務人員歩掛（円形型枠、化粧型枠を除く）は、表-1のとおりとする。
なお、上記適用範囲外は、土木工事標準積算基準書（ ）によるものとする。

表 - 1 型枠工 労務人員歩掛

（単位：人）

型枠工 (100㎡当たり)	平均設置高 4m未満	土木一般世話役	3.6
		型枠工	14.5
		普通作業員	7.7
	平均設置高 4m以上	土木一般世話役	3.1
		型枠工	14.5
		普通作業員	5.9

3 その他

当該対象工事については、現場説明書等で、構造設計内容（単純化構造であり、積算で考慮している旨）を明示すること。

（参考）

現場説明書等の記載例

当工事における、【函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁】の設計は、「土木構造物設計マニュアル（案） - 樋門編 - 」に基づいており、従来型よりも構造物形状等を単純化している。これまでの構造に比べて、型枠工の作業効率の向上を見込んでいる。